

第8回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年8月15日(月)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について (申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について (申請件数 1件)
- 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 2件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 3件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 3件)

応召委員(11名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
4番	荒幡 善政	5番	比留間 望
6番	奥住 雄一	7番	高橋 文雄
8番	安彦 祥子	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のために出席した者(事務局)

事務局長	中村 顕治
事務局次長	本木 豊
事務局書記	川島 一利

午後3時58分開会

議長  
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第8回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しております。

すので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

異議なしと認め、2番森谷常夫委員と8番安彦祥子委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請承認について1件の申請がございました。

貸出人、借受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑です。権利の種類は使用貸借権設定でございます。

今回の農地の借受人は特定非営利活動法人で、当該法人が行う施設外就労に伴う農地の使用貸借でございます。

当該農地につきましては多摩開墾内にある農地で、原則として農地転用ができない農地となっており、農地法第3条の許可によらなければ使用貸借権の設定はできません。一般的には農地を取得できるのは50a以上の農業経営を行っている者又は農地所有適格法人に限られておりますが、農地法第3条第2項ただし書きの規定により、特定非営利活動法人が当該法人の事業において必要な業務の運営の目的で当該農地を使用する場合は許可できることとなっております。

このことにより、当該特定非営利活動法人が運営する施設の事業として、今後も農地として管理されることに鑑み、事務局としては、今回の許可申請については、許可しても問題はないものと考えております。

以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

4 番  
(荒幡 善政君)

それでは荒幡部会長、よろしくお願いいたします。

本日午後2時00分から土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、インゲン、エダマメ、サツマイモ、キクイモ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

議 長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきましては、こちらから報告します。

現地を確認して、特に問題はありますので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」は、承認をしたいと思います。

御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認に

ついて、1件の申請がございました。

申請番号1番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和3年12月2日申請人の夫の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして加藤委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしくお願いいたします。

4番  
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①、③、④、⑤の農地は、作付け準備中でした。②の農地は、サトイモ、サツマイモ、オクラ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、申請番号1番については、こちらから報告します。加藤委員から、現地を確認して特に問題ない旨、報告を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

委員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、2件申請がございました。

申請番号1番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和4年6月1日、申請人の故障（要介護4）により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

申請番号2番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和3年12月2日、申請人の夫及び父の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4 番  
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、リン

ゴが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、申請番号1番と2番については、こちらから報告します。

加藤委員から、現地を確認して特に問題ない旨、報告を受けておりますので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、3件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、3件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番、2番が共同住宅、申請番号3番が一般住宅でございます。以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番と2番の届出地につきましては、こちらから報告します。

加藤委員から、現地を確認して特に問題ない旨、報告を受けておりますので、よろしく申し上げます。

議長  
(石川 裕一君)

はい、比留間委員。

5番  
(比留間 望君)

3番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議長  
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委員

なし。

議長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、3件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、3件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番が分譲住宅、申請番号2番と3番が一般住宅

でございます。

以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、比留間委員。

5 番  
(比留間 望君)

1 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、森谷委員。

2 番  
(森谷 常夫君)

2 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

3 番の届出地につきましては、こちらから報告します。現地を確認して、特に問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第 8 回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 13 分 閉会



上記会議の顛末を記載し署名する。

令和4年8月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩